



Lions Clubs International

チャーターメンバー申込書

私は、ライオンズクラブ国際協会から認証を受け、同協会に属する

ライオンズクラブのチャーターメンバーとなることを希望します。
入会が認められた際には、同クラブの会則及び付則に従うことに同意
します。

活字体で記入してください。

氏名(ふりがな) _____

住所 _____

市町村名 _____

都道府県 _____

郵便番号 _____

電話番号 _____ 自宅 携帯 勤務先

Eメール _____

職業 _____

出生年(西暦) _____

性別 男性 女性

該当する箇所の□内に印を付けてください。

新規会員 \$30

あるいは

以下の会員に関して、費用に関する情報を含む資格基準が裏
面に記されていますので、お読みください。

転籍会員 家族会員

現または元レオ会員 学生会員

若年成人会員 -

レオ・ライオンズクラブに入会しなければならない。

チャーター費を入会先クラブに支払ってください。

切り取り線から上の部分は、クラブの記録として保管してください。

切り取り線から下の部分は、新会員に渡してください。

新規会員

新規会員は、\$30（または日本円相当額）のチャーター費を支払うか、適切なチャーター費免除用紙を提出しなければならない。国際会費年間\$43は、半年ごとに半期分ずつ請求される。その他に、複合地区、地区及びクラブの各会費が請求される。

新規結成クラブの場合には、6月30日または12月31日に終了するそれぞれ半期間の残存月数に対して、国際会費が月割で算出される。

家族会員

一人目の家族会員（世帯主）は国際会費の全額(\$43)を支払い、最高4人までの家族会員は国際会費の半額だけ(\$21.50)を支払う。すべての家族会員が1回限りのチャーター費(\$30)を納める。

家族会員プログラムの対象となるのは、(1)ライオンズへの入会資格があり、(2)現在同じクラブに在籍しているか、または入会しようとしており、さらに(3)同一世帯に居住するとともに血縁、婚姻、またはその他の法的関係によって結ばれている家族である。該当する一般的な家族には、親、子、配偶者、叔父/叔母、いとこ、祖父母、義理の親や兄弟、その他法律上の扶養家族が含まれる。家族会員であることの報告は、「チャーターメンバー報告書」(TK-21A)によって行う。

学生会員

法定成年から30歳までの年齢の学生会員に対してはチャーター費免除が適用され、国際会費も半額となる。学生一人ごとに、学生会員証明書（STU-5）を提出する。

30歳を超える学生で、キャンパスクラブに入会する学生会員は、チャーター費\$10及び国際会費全額を納めねばならない。

*新規キャンパスクラブおよび学生会員が過半数を占めるクラブは、学生会員に課せられる1年分の割引国際会費を前納する必要がある。

レオを修了する会員

レオを修了する全ての会員は、チャーター費免除を受けられる。年齢30歳までのレオを修了する会員は、国際会費半額を納める。30歳以下のレオ修了者一人ごとに、レオ変換証明書及びレオ奉仕歴報告書（LL-2）を提出する。

若年成人会員

30歳までの若年成人に対しては、レオ・ライオンズクラブに入会する際、チャーター費免除があり、納める国際会費も半額となる。若年成人一人につき、レオ変換証明書及びレオ奉仕歴報告書（LL-2）を提出する。

転籍会員

新クラブに転入する転籍チャーター会員はチャーター費として\$20を納める必要があり、さらに、前所属クラブをグッドスタンディングで退会後12ヶ月以内に新クラブに転入しなければならない。下記を記入してください。

前所属クラブ名 _____

前所属クラブのクラブ番号 _____

地区 _____